

ボグダン・ルチアン・アウレスク

ルーマニア外務次官

「海洋の境界画定—黒海における経験—」

ルーマニアとウクライナの間での領土紛争は、黒海にある蛇島の領有権を争ったものではなく、黒海の大陸棚および排他的経済水域 (EEZ) の境界画定をめぐる問題であった。当初、黒海の境界画定は、ルーマニアは旧ソ連と交渉を行っていた。1967年から87年まで20年間、計10回にわたる交渉を行ったが、合意に至らなかった。ウクライナが1991年に独立した後、同問題についてルーマニアはウクライナと交渉することとなった。海境を画定するうえで、両国はまず、両国の海岸線から暫定的等距離中間線を敷き、それを基に交渉を行うこととした。そのうえで、均整テスト (proportionally test) を適用することとした。均整テストとは、両国の海岸線の長さと同距離中間線を敷いた後に獲得する面積の比率が、両国にとって公平であるかを確認することである。公平でない場合は、等距離中間線を調整する必要がある。

両国はこの方法に合意したが、交渉は停滞した。ルーマニア側からすれば、ウクライナの2つの主張が受け入れがたい内容を含んでいた。一つは、黒海に浮かぶ蛇島を考慮に入れて等距離中間線を設けることであり、もう一つは、境界線を画定する際に基準となる海岸線の距離である。一つ目に関して、蛇島はルーマニアから22キロの距離に位置し、1948年まではルーマニアが占有していた。しかし、その後、ソ連が同島を併合し、ウクライナが独立した後は、ウクライナの領地となった。ウクライナは、この蛇島を起点に等距離中間線を敷くことを求めたのである。しかし、ルーマニア政府は、国連海洋法条約第121条3項に照らして、蛇島は「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩」であるため、中間線を設けるうえで起点 (基準海岸線) にはならないとウクライナ側の主張に反論した。これに対し、ウクライナは、店舗や診療所などの構造物を構築し、また村を作り、島であるかのように画策したが、ルーマニア政府はこうした行動も無効であることを主張した。

ウクライナが提起したもう一つの点は、ウクライナ海岸線の全長に基づく主張であった。ルーマニアは、両国の陸上国境線を基点として、両国の大陸棚の中間を中間線とすべきと主張したのに対し、ウクライナ政府は、両国の海岸線全長を基準とするよう求めた。ウクライナの海岸線の全長は、ルーマニアのそれより長いから、均整テストに基づけばウクライナ側に有利になるからである。両国は2003年まで交渉を続けたが合意に至らなかったため、ルーマニア政府は2004年にICJに提訴した。

黒海の境界画定問題がICJに提訴されたのは、両国間の取極めに起因する。両国は1997年、「隣国協力協定」およびいくつかの追加議定書を締結した。この追加議定書の中に、大陸棚とEEZ

の境界画定に関する議定書が含まれていた。同議定書は、「正式な外交交渉が開始されて2年を経過しても合意に至らない場合、どちらか一方が望めば、同問題をICJに付託することができる」旨の条項を含んでおり、両国はこれに合意していた。この合意を踏まえ、ルーマニア政府はICJに提訴したのである。

ICJは、ルーマニアとウクライナが合意に至らなかった上記2点につき、どのような判断を行ったのか。第一の、蛇島が境界画定において考慮されるか否かという点について、ICJは、蛇島は海岸線から離れているため、同島はウクライナの海外線の一部と見なすことはできないと判断した。また、境界画定をする上で対象とするウクライナの海岸線の距離については、ウクライナが主張したような全ての海岸線とするのではなく、その一部に限定されるとの判断を下した。以上2点の判断によって、ICJはルーマニアが提案した等距離中間線に近い中間線を設定した。他方、第2点目の蛇島の国際法上のステータスについては、ICJは岩であるか否かの判断は下されなかった。その理由は、蛇島は海岸線の一部とは見なされないと判断されたため、領海画定において蛇島自体のステータスを判断する必要性はないとされたからである。設定された等距離中間線に基づき、ICJが史上初となる全会一致で画定した境界線は、紛争対象海域の80%をルーマニアに属させる判決となった。

黒海の境界画定問題の解決をICJに委ねたことは、ルーマニア、ウクライナ双方にとって有益なものとなった。ICJに付託するまで、この問題は両国関係の障害となっていた。しかし、両国とも、ICJの判決を受け入れたことで、もはや同問題をめぐって二国間関係が崩れることはなくなり、一層の協力を図れるようになった。